

最低賃金・賃金引上げに向けた 中小企業・小規模事業者への支援



1. 賃金引上げに関する支援

①業務改善助成金

第2期申請受付は終了しました。
第3期の募集は未定です。

問い合わせ先

- ・業務改善助成金コールセンター
0120-366-440（平日 9:00～17:00）
- ・雇用環境・均等部企画課 052-857-0313



事業場内で最も低い時間給（事業場内最低賃金）を一定額以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等（機械設備の導入、人材育成・教育訓練や国家資格者によるコンサルティング）を行う中小企業・小規模事業者に、その設備投資等に要した費用の一部を助成する制度です。一定の要件を満たすと、助成上限額・助成対象経費の特例的な拡充が受けられます。

2. 生産性向上に関する支援

③中小企業省力化投資補助金

問い合わせ先

- ・中小企業省力化投資補助事業コールセンター
0570-099-660（9:30～17:30／月曜～金曜
(土・日・祝日除く)）



人手不足に悩む中小企業等に対して、カタログから選ぶように簡易で即効性ある省力化投資を支援する「カタログ注文型」と、事業内容に合わせて多様な設備やシステムが導入できる「一般型」により、省力化投資を後押しします。

⑤ものづくり・商業・サービス生産性 向上促進補助金

問い合わせ先

- ・ものづくり補助金事務局サポートセンター
050-3821-7013（10:00～17:00 土日祝日
及び 12/29～1/3 を除く）



中小企業・小規模事業者等の生産性向上に資する革新的な新製品・新サービスの開発や、海外需要開拓等を行う事業のために必要な設備投資・システム構築等を支援します。

3. 下請取引の改善・新たな取引先の開拓に関する支援

⑦労務費の適切な転嫁のための価格交渉 に関する指針

問い合わせ先

- ・公正取引委員会事務総局経済取引局取引部
企業取引課 優越的地位濫用未然防止対策
調査室 03-3581-3378



労務費の上昇を取り引き価格に適切に転嫁し、中小企業が賃上げの原資を確保できるようにするために、発注者・受注者がとるべき行動指針・取組事例をまとめています。

②中小企業向け賃上げ促進税制

問い合わせ先

- ・中小企業税制サポートセンター



青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たした上で賃金引上げを行った場合、その増加額の一定割合を法人税額（個人事業主は所得税額）から控除できる制度です。

④サービス等生産性向上 IT 導入支援 事業費補助金

問い合わせ先

- ・サービス等生産性向上 IT 導入支援事業事務局
0570-666-376



中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化や DX 等に向けた IT ツール（ソフトウェア、アプリ、サービス等）の導入を支援します。

⑥小規模事業者持続化補助金

問い合わせ先

- ・商工会の管轄地域で事業を営む方
- ・商工会地区事務局 問合せ先は URL 参照
https://www.jizokukanb.com/jizokuka_r6h/
- ・商工会議所の管轄地域で事業を営む方
- ・商工会議所地区事務局 03-6634-9307
<https://r6.jizokukahojokin.info/>



小規模事業者が経営計画を作成し、その計画に沿って行う販路開拓等の取組を支援します。



商工会議所
地区

⑧下請適正取引等の推進のための ガイドライン

問い合わせ先

- ・中小企業庁取引課 03-3501-1669



親事業者と下請事業者との望ましい取引関係を構築するため、業種別の下請適正取引等の推進のためのガイドライン（下請ガイドライン）を策定しています。

4. その他、雇用（人材育成）に関する支援

⑨働き方改革推進支援助成金

問い合わせ先

・雇用環境・均等部企画課 052-857-0313



労働時間削減や年次有給休暇等の取得促進、勤務間インターバルの導入に向けた環境整備を目的として、外部専門家によるコンサルティング、労務管理用機器等の導入等を実施した場合にコースに応じた上限額を助成します。賃上げ額（3%～7%以上）に応じて助成上限額の加算もあります。

5. 相談窓口

⑪よろず支援拠点

問い合わせ先

・愛知県よろず支援拠点
052-715-3188（電話での事前予約）



中小企業・小規模事業者等が抱える様々な経営課題に無料で相談対応するワンストップ窓口として、「よろず支援拠点」を設置しています。

⑬働き方改革推進支援センター

問い合わせ先

・愛知働き方改革推進支援センター
0120-006-802



「働き方改革推進支援センター」では、中小企業・小規模事業者の皆さまの働き方改革の取組を支援することを目的として、労務管理等の専門家が無料で、時間外労働の上限規制や同一労働同一賃金、賃金引上げ、その他働き方改革を広く支援する取組に関する個別相談やコンサルティングを実施しています。ぜひご活用ください。

愛知労働局の問い合わせ先

愛知労働局（労働基準監督署、公共職業安定所）所在地一覧

<https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/roudoukyoku/sosikizu.html>



⑩キャリアアップ助成金

問い合わせ先

・都道府県労働局又はハローワーク



非正規雇用労働者の企業内での正社員転換等のキャリアアップを促進し、同一労働同一賃金に取り組む際や、「年収の壁」を意識せず働く環境を整備するために処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。

⑫中小企業向け補助金・総合支援サイト「ミラサポ plus」

問い合わせ先

・ミラサポ plus コールセンター
050-5370-4340



中小企業・小規模事業者の皆さまを対象とした様々な支援施策（制度）をより「使ってもらう」ことを目指した中小企業・小規模事業者向け補助金・総合支援サイトです。支援制度等の活用事例を簡単に検索でき、電子申請までサポートします。

中小企業事業主のための【無料】相談窓口 愛知働き方改革推進支援センター

TEL 0120-006-802

開所時間：平日 午前9時～午後5時（年末年始を除く） aichi@workstylereform.net

名古屋市熱田区三本松町3-1 愛知県社会保険労務士会館2階



アイチロちゃん

愛知働き方改革推進支援センター

公式キャラクター



お問い合わせ



アクセス

厚生労働省では、事業主の皆さまの賃上げを支援しています

厚生労働省 「賃上げ」支援助成金パッケージのご紹介はこちらをチェック

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/package_00007.html



(R7.10.18)

ちゃんとチェック!

最低賃金



働く人も、雇う人も、確認を忘れずに ✓

愛知県 最低賃金

令和7年
10月18日から
時間額

1,140 円

前年比
UP
63円

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

WEBで確認!



最低賃金に関する
特設サイト

最低賃金に関する
お問い合わせは
愛知労働局または
最寄りの労働基準監督署へ



賃金引上げ
特設ページ
賃金引上げに向けた支援策
等を掲載しています。



最低賃金 特設サイト 検索

愛知労働局 検索

中小企業事業者
の皆さんへ



業務改善
助成金
最大600万円を助成



働く人も、雇う人も。 必ず確認、最低賃金！



「最低賃金制度」は、年齢やパート・学生などの働き方の違いにかかわらず、
働くすべての人に適用されます。確認したい賃金（※1）と勤務地の
都道府県の最低賃金額（時間額）を比較表に記入して、比較してみましょう！（※2）

最低賃金額との比較方法

あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。（※2）

A 時間給の方

$$\text{時間給} \text{ 円} \geq \text{最低賃金額(時間額)} \text{ 円}$$

B 日給の方

$$\text{日給} \text{ 円} \div \text{1日の平均所定労働時間} \text{ 時間} = \text{時間額} \text{ 円} \geq \text{最低賃金額(時間額)} \text{ 円}$$

C 月給の方

$$\text{月給} \text{ 円} \div \text{1か月の平均所定労働時間} \text{ 時間} = \text{時間額} \text{ 円} \geq \text{最低賃金額(時間額)} \text{ 円}$$

D 上記 A、B、C が組み合わさっている方

例えば、基本給が日給で各手当（職務手当など）が月給の場合

- ① 基本給（日給）→ B の計算で時間額を出す
- ② 各手当（月給）→ C の計算で時間額を出す
- ③ ①と②を合計した額 \geq 最低賃金額（時間額）

（※1）最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

①臨時に支払われる賃金（結婚手当など）②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）⑥精勤手当、通勤手当および家族手当

（※2）詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

業務改善助成金

最大600万円を助成

中小企業事業者の皆さん！

賃金引上げを支援する
「業務改善助成金」を活用しましょう！



業務改善助成金とは？ 「業務改善助成金」は、生産性を向上させ「事業場内でも最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。設備投資などを行った場合、支給の要件に応じてその費用の一部を助成します。

業務改善助成金コールセンター

詳しくは、こちら

0120-366-440

業務改善助成金 検索



支給の要件



事業場内最低賃金の引上げ



引上げ後の賃金額の支払い



生産性向上に資する機器・設備などを導入



解雇、賃金引下げ等の不交付事由がない

設備投資等に
要した費用の
一部を助成

概要を動画で
チェック！



助成金支給までの流れ



1 交付申請書・
事業実施計画などを、
事業場がある都道府県
労働局に提出



2 交付決定後、
提出した
計画に沿って
事業実施



3 実施結果
報告書・
支給申請書を
労働局に提出



4 支給

手続きを動画で
チェック！



専門家による
無料相談を
実施

賃金引上げにお悩みの方は働き方改革
推進支援センターにご相談ください。

詳しくは、こちら

働き方改革推進支援センター 検索

働き方改革
推進支援
資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の
引上げに取り組む事業者に対して、
設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、こちら

働き方改革推進支援資金

検索

リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用紙へ
リサイクルできます。
(R7.9)

令和7年6月1日に
改正労働安全衛生規則が
施行されます

職場における 熱中症対策の強化について



熱中症による 死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが
「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 热中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において

**死亡に至らせない
(重篤化させない)ための
適切な対策の実施が必要。**

基本的な考え方



現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者に義務付けられます。

- 1 「熱中症の自覚症状がある作業者」や
「熱中症のおそれがある作業者を見つけた者」が
その旨を報告するための体制整備及び関係作業者
への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やバディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業者を積極的に把握するように努めましょう。

- 2 热中症のおそれがある労働者を把握した場合に
迅速かつ的確な判断が可能となるよう、
① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先
及び所在地等
② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症
による重篤化を防止するために必要な措置の実施
手順(フロー図①②を参考例として)の作成及び関係
作業者への周知

対象となるのは

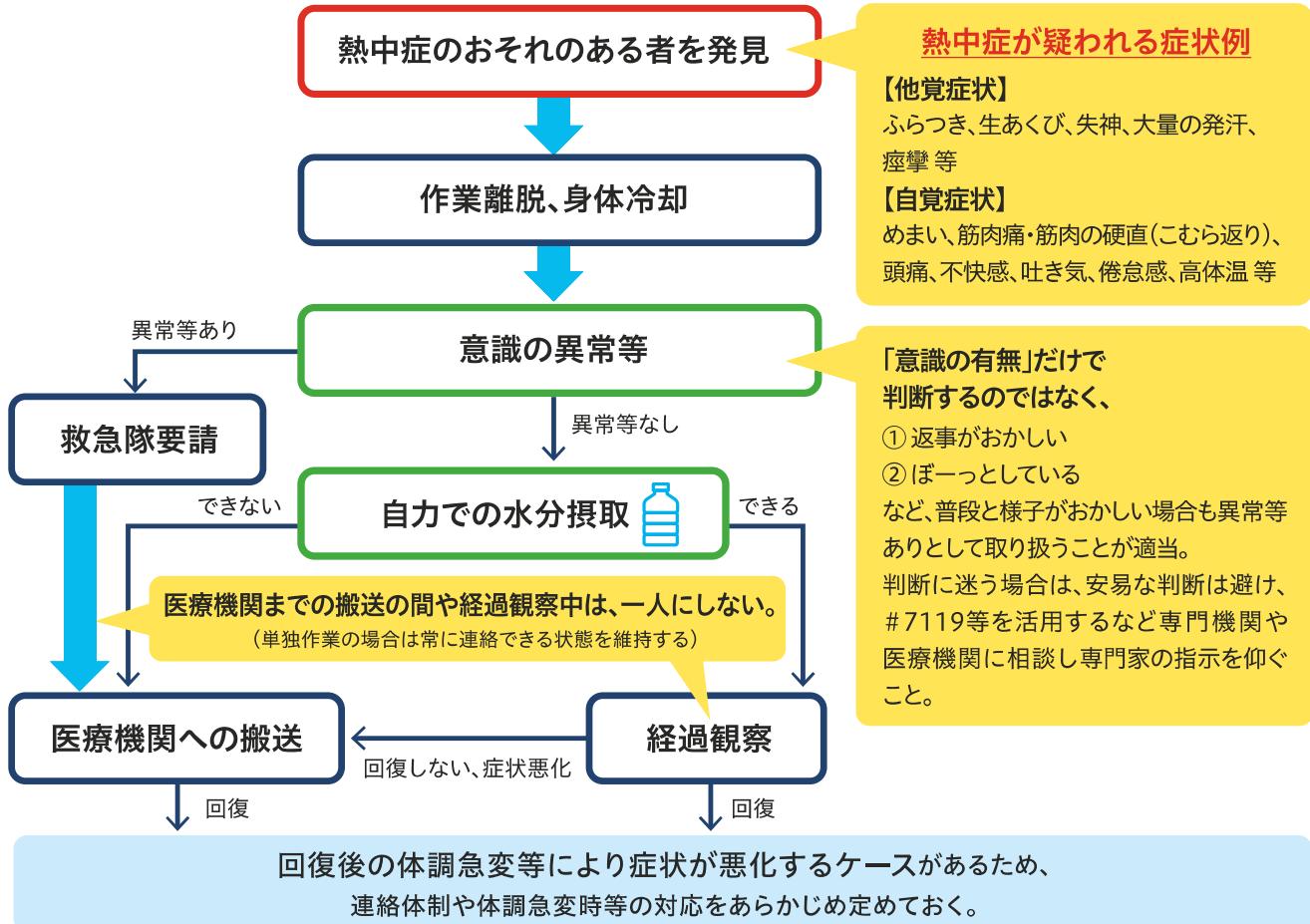
**「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」**が見込まれる作業

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を推奨する。
※なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講じることとする。

職場における熱中症対策の強化について

熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 1

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 2

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。

